

要求水準書

No,	頁	旧（修正前）	新（修正後）																		
1	19	(3) 付帯施設の規模・数量 付帯施設等の規模・数量については、以下のとおりである。 表 2 6 付帯施設の規模及び数量等 <table><tr><th>施設</th><th>規模・数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>屋外物置</td><td>40 m²程度以上</td><td>各住戸に 2 m²程度の専用物置を確保</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	施設	規模・数量	摘要	屋外物置	40 m ² 程度以上	各住戸に 2 m ² 程度の専用物置を確保			(略)	(3) 付帯施設の規模・数量 付帯施設等の規模・数量については、以下のとおりである。 表 2 6 付帯施設の規模及び数量等 <table><tr><th>施設</th><th>規模・数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>屋外物置</td><td>40 m²程度以上</td><td>各住戸に 2 m²程度（概ね±10%の面積とする。ただし、これを上回る提案を妨げない）の専用物置を確保</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	施設	規模・数量	摘要	屋外物置	40 m ² 程度以上	各住戸に 2 m ² 程度（概ね±10%の面積とする。ただし、これを上回る提案を妨げない）の専用物置を確保			(略)
施設	規模・数量	摘要																			
屋外物置	40 m ² 程度以上	各住戸に 2 m ² 程度の専用物置を確保																			
		(略)																			
施設	規模・数量	摘要																			
屋外物置	40 m ² 程度以上	各住戸に 2 m ² 程度（概ね±10%の面積とする。ただし、これを上回る提案を妨げない）の専用物置を確保																			
		(略)																			
2	27	②.付帯施設の要求水準 付帯施設の要求水準は以下のとおりである。 表 2 8 付帯施設の要求水準 <table><tr><th>施設</th><th>要求水準</th></tr><tr><td>屋外物置</td><td>・ 敷地内の利用しやすい位置に入居者専用の物置（トランクルーム）を設置すること。住戸ごとに 2 m²以上の専用区画を設け、各区画の間には壁を設けること。それぞれの区画には扉を設け、扉は鍵付きとすること。なお、屋外物置を住棟の一部として屋内に整備しても良いが、屋外から利用できるようにすること。</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table>	施設	要求水準	屋外物置	・ 敷地内の利用しやすい位置に入居者専用の物置（トランクルーム）を設置すること。住戸ごとに 2 m ² 以上の専用区画を設け、各区画の間には壁を設けること。それぞれの区画には扉を設け、扉は鍵付きとすること。なお、屋外物置を住棟の一部として屋内に整備しても良いが、屋外から利用できるようにすること。		(略)	②.付帯施設の要求水準 付帯施設の要求水準は以下のとおりである。 表 2 8 付帯施設の要求水準 <table><tr><th>施設</th><th>要求水準</th></tr><tr><td>屋外物置</td><td>・ 敷地内の利用しやすい位置に入居者専用の物置（トランクルーム）を設置すること。住戸ごとに 2 m²程度以上の専用区画を設け、各区画の間には壁を設けること。それぞれの区画には扉を設け、扉は鍵付きとすること。なお、屋外物置を住棟の一部として屋内に整備しても良いが、屋外から利用できるようにすること。</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table>	施設	要求水準	屋外物置	・ 敷地内の利用しやすい位置に入居者専用の物置（トランクルーム）を設置すること。住戸ごとに 2 m ² 程度以上の専用区画を設け、各区画の間には壁を設けること。それぞれの区画には扉を設け、扉は鍵付きとすること。なお、屋外物置を住棟の一部として屋内に整備しても良いが、屋外から利用できるようにすること。		(略)						
施設	要求水準																				
屋外物置	・ 敷地内の利用しやすい位置に入居者専用の物置（トランクルーム）を設置すること。住戸ごとに 2 m ² 以上の専用区画を設け、各区画の間には壁を設けること。それぞれの区画には扉を設け、扉は鍵付きとすること。なお、屋外物置を住棟の一部として屋内に整備しても良いが、屋外から利用できるようにすること。																				
	(略)																				
施設	要求水準																				
屋外物置	・ 敷地内の利用しやすい位置に入居者専用の物置（トランクルーム）を設置すること。住戸ごとに 2 m ² 程度以上の専用区画を設け、各区画の間には壁を設けること。それぞれの区画には扉を設け、扉は鍵付きとすること。なお、屋外物置を住棟の一部として屋内に整備しても良いが、屋外から利用できるようにすること。																				
	(略)																				

No,	頁	旧（修正前）	新（修正後）
1	16	（経営状況の報告） 第 3 9 条 乙の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。 2 乙は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、甲に提出しなければならない。 3 乙は、監査役又は会計監査人を置き、事業年度の末日から 3 月以内に、監査役又は会計監査人による監査を受けた計算書類等（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 4 4 2 条第 1 項に規定する計算書類等をいう。）及び年度事業報告を甲に提出しなければならない。 （略）	（経営状況の報告） 第 3 9 条 乙の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。 2 乙は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、甲に提出しなければならない。 3 乙は、監査役又は会計監査人（乙がコンソーシアム等の場合においてはこれに準ずる者。以下本条において同じ。）を置き、事業年度の末日から 3 月以内に、監査役又は会計監査人による監査を受けた計算書類等（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 4 4 2 条第 1 項に規定する計算書類等 （乙がコンソーシアム等の場合においてはこれに準ずる書類））をいう。）及び年度事業報告を甲に提出しなければならない。 （略）
2	18	（直接協定） 第 4 2 条 甲は、乙に融資する融資金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結できるものとし、その場合乙は、当該直接協定を締結した融資金融機関等から融資を受けるものとする。 (1) この契約に基づく乙の権利又は乙の発行する株式に対する融資金融機関等による担保権設定についての甲の承諾に関する事項 (2) 融資金融機関等が乙の融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資金融機関等から甲に対する通知及び融資金融機関等と甲との協議に関する事項 (3) 甲がこの契約に関して乙に損害賠償を請求し、又はこの契約を解除するに際しての甲から融資金融機関等に対する通知及び甲と融資金融機関等との協議に関する事項 (4) 融資金融機関等による乙の財務状況に関する甲に対する報告に関する事項 （情報通信の技術を利用する方法） 第 4 3 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	（直接協定） 第 4 2 条 甲は、乙に融資する融資金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結できるものとし、その場合乙は、当該直接協定を締結した融資金融機関等から融資を受けるものとする。 (1) この契約に基づく乙の権利又は乙の発行する株式に対する融資金融機関等による担保権設定についての甲の承諾に関する事項 (2) 融資金融機関等が乙の融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資金融機関等から甲に対する通知及び融資金融機関等と甲との協議に関する事項 (3) 甲がこの契約に関して乙に損害賠償を請求し、又はこの契約を解除するに際しての甲から融資金融機関等に対する通知及び甲と融資金融機関等との協議に関する事項 (4) 融資金融機関等による乙の財務状況に関する甲に対する報告に関する事項 （情報通信の技術を利用する方法） 第 4 3 4 2 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

様式集 (WORD)

No,	頁	旧 (修正前)	新 (修正後)
1	－	※ 誓約書の様式番号 (様式 2 － 4)	－(様式 2 － 4) (様式 2 － 5)
2	－	※ 参加資格確認申請書の様式番号 (様式 2 － 5)	－(様式 2 － 5) (様式 2 － 4)